

県立高等学校実習生產品売払代金の収納事務に係る 指定公金事務取扱者の指定及び委託について

物品売払代金の収納に当たって、適切な収納と住民サービスの向上が図られる場合には、私人に指定公金事務取扱者として指定し、その収納の事務を委託することができます（地方自治法第243条の2第1項）。

熊本県教育委員会では、令和7年度（2025年度）県立高等学校実習生產品の売払代金に係る収納の事務について、次の事業者を指定公金事務取扱者として指定及び委託をしています。

指定公金事務取扱者 の名称及び所在地	指定公金事務に 委託した公金事 務に係る歳入	指定公金事務取扱者の 指定をした日及び委託 をした日	指定公金事務取扱者が 当該公金事務を行な うこ とができる期間
菊池地域農業協同組 合 菊池市旭志川辺18 75番地	菊池農業高等学 校の実習生產品 売払代金の収納	令和8年（2026年） 1月5日	令和8年（2026年） 1月5日から 令和8年（2026年） 3月31日まで